

## 主な協会保証制度他

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率 (年率)	連帯保証人	物的担保
小規模企業者の安定的な 資金調達のための保証	小口毒细人类但气	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が製造業等20人(商業・サービス業では5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第1条 第1項に定める業種に属する事業 (以下「特定事業」という)を行う事業者	1 企業・1 組合 2,000 万円 ※全国の保証付融資残高 (または融資極度額) との 合計が2,000 万円以下と なる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6か月以内 電債割引 6か月以内		法人…必要となるる場合がある個人…原則となるのである。 個人…原則となるのである。 個人…な要となるる場合…必要がある。	原則として 無担保
	小口零細企業保証 全国小口	②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする もののうち特定事業を行う事業者 ③事業協同小組合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者(上記①から⑥に掲げる事業者を除く)					
長期の事業資金に 対する保証	長期経営資金保証	次のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、 ②前各号に準ずるもので債務超過でなく今期利益計上見込み(次のいずれかに該当するものは③号要件として取扱う) 1.申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2.申込人の正味資産な2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある	1 企業 原則として 3,000 万円以上 2 億円以内 100 万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 (据置期間6か月以内を含む) 設備資金 原則として5年以上20年以内 (据置期間6か月以内を含む)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要	不動産担保を要す
経営者保証を不要とすることで、 起業・創業の促進を図るための 保証		②分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人	1 企業 3,500 万円	事業資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内または 3 年以内)		不要	不要
SDGs に賛同し、社会課題の解 決や未来社会の実現に向けて前 向きに取り組む中小企業者を 低保証料率でサポートする保証	SDGs 推進応援保 SDGs 保証		1 企業・1 組合 3,000 万円	事業資金7年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関所定利率	法人…必要となる	
従業員の健康増進や ダイバーシティ経営の推進に 取り組む中小企業者を 低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ ダイバーシティ 推進保証 (健康DS保証	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ①以下のいずれかの認定や登録等を受けている 1.「健康企業宣言の証」、2. 「トライくるみん」「くるみん」または「プラチナくるみん」、3. 「安全衛生優良企業」、	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)		場合がある 個人…原門と 組合…必要となる 場合がある	必要に応じ
極度を設定し簡便迅速な 資金調達をするための保証	無担保当座貸越根保証	次の各要件を全て満たす中小企業者(個人事業者及び組合を除く) ①業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が原則として1年以上 ②直近の決算において次の要件に全て該当するもの 1. 自己資本比率が15%以上であること	1 企業 100 万円以上 3,000 万円以内	事業資金 2 年以内		法人…必要となる 場合がある	不要
	貸付専用型 当度	同一事業 3 年以上で 2 期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と 6 か月以上の与信取引がある中小企業者及び 組合(組合は企業組合、協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方 (個人) ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が 300 万円以上を計上し、自己名義の ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が 100 万円以上を計上し、不動産等物的 担保提供がある (法人) 保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1 企業・1 組合 100 万円以上 2 億 8,000 万円以内	事業資金 1 年または 2 年			原則として 5,000 万円超の 場合は必要
	類 事業者   カードローン 当貸	同一事業 3 年以上で 2 期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と 6 か月以上の与信取引がある中小企業者及び 組合(組合は企業組合、協業組合に限る)で次のいずれかに該当する方 (個人) ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅 ・店舗等)を所有する (法人) 保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1 企業・1 組合 100 万円以上 2,000 万円以内	事業資金 1 年		法人…必要となる	原則として 不要
	創業 カードローン アーリーカード		1 企業・1 組合 300 万円				
	スマート カードローン 当座貸越根保 スマートカー	- (1) 巨近の人弁に切り、(、柱市引車で引工している人は関切起題でない。	1 企業・1 組合 500 万円	事業資金 1 年		場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	
既存借入金を借り換えまたは 一本化することで資金繰りを 安定させるための保証	資金繰	①保証申込時点において、(安定化)(安定化S)(安定化V)の既存借入金の残高があること ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること	左記①の借入金残高 ((資金繰1)、(資金繰2)の 融資残高を含みます)     事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)       1 企業 2億8,000万円 1 組合 4億8,000万円     事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む)			原則として、借換 を行う既存の保証 条件と同じ	
	宿換 保 証 資金繰	①保証申込時点において、保証付借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第5項各号の区市町村長の認定書を有すること		(据置期間 1 年以内を含む)			原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。返済資金は外の新
	条件変更改善型借換 条変改善借			15 年以内			規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ
資本市場からの資金調達を 円滑にするための保証	特定社債保証	②   目己資本比率	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額 4億4,800万円) *1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 2年以上7年以内	社債利息、発行 費用等は申込金 融機関に確認し てください	不要	必要に応じ
一定の財務要件のもとで 経営者保証を不要とする保証	財務要件型 無保証人保証 財務無保証	④ 使用総資本事業利益率     10%以上     5%以上     フロー要件       ⑤ インタレスト・カバレッジ・レーシオ     2.0 倍以上     1.5 倍以上     1.0 倍以上     (1つ以上充足)       ※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。     私募債     は、中小企業信用保険法に定める「会社」       財務無保証人     は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	運転 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む) 設備 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む) ※一括返済の場合は運転・設備とも 2 年以内	金融機関所定利率		22.5700

③ 返済資金以外の新規融資分を含む場合は、据置期間2年以内とする。



## 主な協会保証制度他

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保
一定の要件を満たすことで、保 正料の上乗せにより経営者保証 が不要となる保証(上乗せ保証 斗に対して、国からの一部補助 5り)	事業者選択型経営者 保証非提供 促進特別保証 国補助選択型経保)	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2) 業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1)当協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年 において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)申込日の直前の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えてい (3)次の両方又はいずれかを満たすこと ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと(注1) ②申込日の直前の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(注2) (4)次の①もよび②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日と含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められ (5)信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること (注1)「純資産の額≥0」であること (注2)「経常利益+減価償却≥0」であること		事業資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)	金融機関所定利率	不要	不要
一定の要件を満たすことで、既 字の経営者保証を提供したプロ 『一融資から、経営者保証を不 度さする保証付融資への借換え が可能となる保証		申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者(1)資産超過であること(2) EBITDA 有利子負債倍率(注1)が15倍以内であること(3)法人・個人の分離がなされていること(4)返済緩和している借入金がないこと(注2)(注1) EBITDA 有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)(注2)申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認:日について緩和措置があります。	1 企業 2億8,000 万円 1 組合 4億8,000 万円 (ただし経営者保証を提供 していないプロバー融資残 高の範囲内)	事業資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)			
<sup>色新円能は短期</sup> 真金の提供で 資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証 短期一括	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ①法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過でないこと ②個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること	1 企業・1 組合 3,000 万円	運転資金 1 年以内			
金融機関と当協会が連携して、 まとまった資金を円滑に供給し 迷続的な支援を行うことで 事業の発展を支援する保証	タイアップ成長 支援保証 <sup>タイアップ</sup>	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者 (申込金融機関のプロパー融資と同時実行を要す)	1 企業・1 組合 5,000 万円	事業資金 7年以内 (据置期間 6 か月以内を含む)			必要に応じ
を日本大震災により被害を受け た中小企業者の資金繰り支援の ための保証		東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内を含む)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として	5 7 3
大規模な経済危機や災害等に より影響を受けた中小企業者の 資金繰り支援のための保証	<b>危機関連保証</b> 危機関連	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長の認定を受けた 中小企業者及び組合(国が指 た危機指定期間のみ利用可能)	定し 1 企業 2億8,000万円 1 組合 4億8,000万円	事業資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内を含む)		不要 組合…必要となる 場合がある	
法的な再建手続きを行う 中小企業者の事業再生のための R証	事業再生保証	次の(1)、(2) 及び(3) のいずれにも該当する中小企業者 (1) 次の①または②のいずれかに該当するもの ①再生事件または更生事件が係属しているのの ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの(再生計画 が遂行された場合その他の経業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの (3) 次の①及び②のいずれにも該当するもの ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること	<sup>斉産</sup> 1 企業・1 組合 2 億円	事業資金 10 年以内			
E力取引金融機関・中小企業再 E支援協議会の指導の下、経営 対善を図っている中小企業者に 対する保証	東京再生 サポート保証 (再生サポート)	申込金融機関(申込人に対する貸付金等の与信シェアが、原則として50%以上ある金融機関に限る)から、企業再生に 企業者(個人及び組合を除く)で、次のすべての要件を満たすもの ①中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画または申込金融機関等の指導により策定された経営 改善を実施することにより企業再生が見込まれること ②原則として最近3年間のいずれかの決算において営業利益を計上しており、事業構造の再構築により将来的に ③経営者等が企業再生に向けて真摯に取組む姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情報開示		事業資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)		法人…必要となる 場合がある	原則として 無担保
が定の計画に従い事業再生を すうための保証	事業再生計画実施関 連保証 改善サポート	中小企業再生支援協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定 された計画など、所定の計画 基づき事業再生を行うもの	に 1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 15 年以内 (据置期間 1 年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る		法人…必要となるる 場合がとしなる 個人…原則と 不必要とがある 組合…必会がある	必要に応じ
皮綻金融機関等と金融取引を 行っていたため金融取引に支障 が生じている中堅事業者に対す 6保証	中堅企業特別保証中堅	適正かつ健全に事業を営む中堅事業者で、破綻金融機関等と過去1年以内に金融取引を行っていたために、金融取引に 支障が生じており、次の要作すべて該当するもの ①破綻金融機関等からの借入金返済を含めた事業資金の調達が必要であること ②破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項に規定する都道府 県知事の認定を受けているこ	保証付借入額は借入額の8	(据道期間 1 年以内を含む) 設備 7 年以内		法人…必要となる 場合がある	この融資を含め 保証合計額が1 円超は原則とし 有担保
- 定の要件を満たす中小企業者に Dいては保証人を徴求せず、また、 評門家による支援・確認を受けた 場合には低保証料率で、中小企業 省の事業承継促進を図るための 民証	事業承継特別保証  承継特別	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証  ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過し ③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。 ア 資産超過であること イ 巨間TDA 有利子負債倍率(注)が15倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと (注) 臣目TDA 有利子負債倍率((注) が15倍以内である。 (営業利益+減価償却費)	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※既存のプロバー借入金(個人保証あり)の借換えも可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前における個人保証を提供している既往借入金(申込金融機関以外のプロバー借入含む)の返済資金に限る		不要	る 5 7 必要に応じ
算業承継計画に基づき、 特株会社が事業会社の株式を 長約化するための資金に対する R証	事業承継サポート保証持株承継	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく 事業承継の必要が生じている	1 企業 2億8,000万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る		法人…必要となる 場合がある	
目主的な廃業を選択する ロ小企業者に対する保証	<b>自主廃業支援保証</b> (自主廃業支援)	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③パンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により 合意に至った廃業計画書に従 計画の実行及び進捗の報告を行うもの	1 企業・1 組合 3,000 万円	廃業計画の実施に必要となる事業資金 1 年以内 (かつ終期は解散予定日より前)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	
「型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰 ) 円滑化を図るための保証※ 1	<b>伴走支援型特別保証</b> (伴走特別)	(1)から(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからオのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 エ 最近1か月間の売上高約前年同月に比して5%以上減少していること。 エ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少して	高	事業資金 10 年以内 (据置期間 5 年以内を含む)		場合があるる。 法人 …必要となるるる。 場所要となるし、なる。 個人 … 原不必場。保証 全がある。 経営対するる。 経営対する要。 経営対する要。	
所型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再 計画等に従って事業再生を行っための資金に対する保証※3	実施関連保証	中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定さ れた計画など、所定の計画に基 事業再生を行うもの。	5き 1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15 年以内 (据置期間 5 年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る			

- ※1 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が保証料率 0.2% ~ 1.15% になるよう国が補助。 ※2 一定の要件を満たす場合に、保証料率を 0.2% 上乗せすることで経営者保証を免除することができる。 ※3 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が 0.2% になるように国が補助。